

認知症の人が安心して暮らせるまちをめざして 見守りシールの導入

問い合わせ 高齢介護課 ☎09167

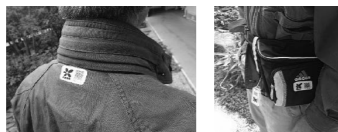
1人で外出して行方不明になる可能性がある認知症のある人や障がいのある人を対象に、5月から「見守りシール」を必要に応じて発行します。発見者がシールの二次元コードを読み取ることで、家族などへ連絡を行うことができます。

家族の皆さん シールの発行には廿日市市社会福祉協議会の「はつかいち見守り安心ネットワーク」の登録と見守りシールの利用申請が必要です。

申請者に、5月からシール50枚を無料で発行します。
申込方法 廿日市市社会福祉協議会（☎0294・平日8時30分～17時）まで電話で。相談もできます。



シールの見本
※二次元コードはサンプル



衣服や持ち物にシールを貼る

地域の皆さん シールを貼った困っている人を見かけたら、優しく声をかけて二次元コードを読み取り、伝言板サイトへアクセスしてください。または、市や警察へシールに記載の登録番号を連絡してください。

お母さんの体と心の健康を守る 産婦健診の拡充

問い合わせ 子育て応援室 ☎09188

4月1日(木)以降に出産した人の産後2週間健診の費用助成を始めます。

出産予定日が4月1日(木)以降の人に、補助券や問診票を郵送します。詳しくは同封している通知文などを確認してください。

対象 市内に住所があり、令和3年4月1日(木)以降に出産した人

※3月31日以前が予定日の人で、4月1日(木)以降に出産した人は問い合わせてください。

産後2週間健診の補助券を送付します

助成額 1回5,000円

※自己負担が必要な場合があります

	3月31日(水)まで	4月1日(木)から
助成対象	産後1カ月健診の費用	産後2週間健診・産後1カ月健診の費用
補助券の使用期限	産後1～2カ月以内	産後8週未満

市の産後ケア事業

市は、他にも育児・母乳外来等利用事業や家事援助サービスなど、産後ケアを行っています。詳しくは市ホームページを確認してください。



市の組織の一部が変わりました

第6次総合計画の将来像「挑戦！ 豊かさと活力あるまち はつかいち～夢と希望をもって世界へ～」の実現に向け、将来にわたって持続可能で、自立・発展するまちづくりを推進するため、市の組織の一部を改編しました。

1. 総合計画の4つの方向性(※)に基づく施策の推進

※「暮らしを守る」「人を育む」「資源を活かす」「新たな可能性に挑む」

●経営企画部に「都市活力企画室」を設置

新たな都市活力を創出するため、経営企画部に「都市活力企画室」を設置しました。

●建設部に「交通政策室」を設置

社会情勢の変化を的確に捉え、経営的視点を踏まえた地域交通の現行路線などの検証、新たな移動手段への転換の検討などに取り組んでいくため、建設部に「交通政策室」を設置しました。

2. 組織体制の見直し

●「宮島財源確保推進室」を「宮島訪問税準備室」に改編

宮島訪問税の導入に向けた各種準備を進めるため、経営企画部「宮島財源確保推進室」を「宮島訪問税準備室」に改編しました。

●下水道課を「下水道経営課」「下水道建設課」に再編

下水道事業経営戦略に基づく経営基盤とマネジメントの体制強化を図り、公共下水道の整備を着実に推進するため、建設部下水道課を「下水道経営課」と「下水道建設課」に再編しました。

組 織

令和3年度

改 編

問い合わせ 人事課 ☎09104



JR宮内申戸駅・JR廿日市駅

自転車駐車場に関するお知らせ

問い合わせ 維持管理課 ☎09173

JR宮内申戸駅

南口自転車駐車場の無人化

宮内申戸駅の南口自転車駐車場は、4月1日(木)から、無人での運営となります。

▶一時利用したいとき

ロック装置を使用し、退出時に精算機で料金を支払ってください。

▶長期利用したいとき

新規・更新の利用登録が必要です。

登録方法 宮内申戸駅前自転車駐車場北口管理室（☎1375）まで直接。

※利用料金など、詳しくは市ホームページを確認するか、北口管理室に問い合わせてください

JR廿日市駅

北口自転車駐車場（登録制）の開設



供用開始

4月1日(木)

駐車台数

自転車38台

廿日市駅北口に新しく自転車駐車場（無人）を開設します。利用には登録が必要です（一時利用不可）。

利用可能時間 24時間（年中無休）

登録方法 廿日市駅前南口自転車駐車場（☎7374）まで直接。

※利用料金など、詳しくは市ホームページを確認するか、南口自転車駐車場に問い合わせてください

重度心身障害者医療費助成

精神障がいのある人の 通院医療費の助成

4月1日(木)から、精神障がいのある人の通院医療費の助成を始めます。助成を受けるには、重度心身障害者医療費受給者証の申請・交付が必要です。

対象の人は、市役所1階保険課または各支所で申請してください。

対象 次の①～③全てに該当する人

①市在住の人

②次の全てを持っている人

・精神障害者保健福祉手帳1級

・自立支援医療受給者証（精神通院）

・65歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証

※手帳などはさかのぼって取得できないため、取得手続きは早めに行ってください

③受給者本人、扶養義務者および配偶者の所得金額が基準額以下の人

※制度の内容や要件、所得基準額など、詳しくは保険課へ問い合わせください



問い合わせ 保険課 ☎09160

認定された場合の自己負担額

・1つの医療機関で1日に支払う自己負担額：200円（保険適用外は除く）

・同じ月に同じ医療機関で受診する場合の自己負担額：通院4日までは1日200円

※通院5日以降の自己負担はありません

・保険薬局での自己負担額：0円（保険適用外は除く）

申請に必要なもの

・精神障害者保健福祉手帳

・自立支援医療受給者証（精神通院）

・健康保険証

・印鑑（ゴム製不可）

※転入などで、廿日市市で所得が確認できない人は、所得確認の同意書が必要な場合があります